

令和八年熊本地震により被災された方へのお知らせ

運転免許証・マイナ免許証の有効期間が**令和9年1月27日まで延長**されます。

氏名	日本花子		昭和××年●月●日生
住所	■■県○○市△△町□□		
交付	平成●●年△月□日 12345		
免許の 条件等	2026年(令和8年)7月28日まで有効		
優良	運転免許証		
番号	第 123456789000 号		
二種	平成05年07月01日	種別	大型 中型 普通 大自 大自 二種 二種 二種
他	平成07年08月10日	種別	大型 中型 普通 大自 大自 二種 二種 二種
二種	平成14年09月20日	種別	大型 中型 普通 大自 大自 二種 二種 二種

〇〇〇〇〇 公安委員会

有効期間の末日（左の場合、令和8年7月28日）が、

令和8年7月28日から令和9年1月26日までの方

は、令和9年1月27日まで運転することができます。

（令和9年1月27日までに更新手続きをしてください。）

対象となる方

熊本県内の以下の市町村に住所のある方が対象となります。

（熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町）全10市10町1村

- ※ 対象となる市町村は、今回の災害に際し災害救助法が適用された区域であり、上記の市町村は令和8年7月28日時点のものです。
- ※ 令和9年1月27日の直前は、更新手続きのため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。
- ※ 運転免許証等の更新以外の手続きについても、同様の措置がとられています。
- ※ 最新の情報、他県内で対象となる市町村、延長措置がとられるその他の手続き、運転免許証を紛失した方の再交付手続きなど、詳しくは、最寄りの運転者講習センター又は警察署にお問い合わせください。